



福島医発第 306 号 (地)

平成 28 年 4 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

平成 28 年熊本地震による災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により公害医療手帳等を噴出あるいは家屋に残したまま避難しているために、医療機関に提示できない場合等も考えられます。

そのような場合においても、被災した認定患者等の負担軽減を図る観点から、当面の間は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等を行われることとなる旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いについても併せて環境省より示されておりますのでお知らせ申し上げます。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

(平 28. 4. 18 事務連絡環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課

保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部)

平成28年4月19日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純



平成28年熊本地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

平成28年熊本地震による災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により公害医療手帳等を噴出あるいは家屋に残したまま避難しているために、医療機関に提示できない場合等も考えられます。

そのような場合においても、被災した認定患者等の負担軽減を図る観点から、当面の間は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等を行われることとなります。

また、当該認定患者等に係る医療費の請求等の事務に関する取扱いについても併せて環境省より示されておりますのでお知らせ申し上げます。

<添付資料>

- 平成28年熊本地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

(平 28. 4. 18 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課

保健業務室

特殊疾病対策室

石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部)

事 務 連 絡

平成28年4月18日

都道府県衛生主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課
保 健 業 務 室
特 殊 疾 病 対 策 室
石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部

平成28年熊本地震による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

環境保健行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震による被災状況等にかんがみ、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療等を受けるために必要な手続をとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面、公害医療手帳、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳、石綿健康被害医療手帳が無くても、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診、療養の給付等が行われることとしたいと思います。

また、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願い申し上げます。公害医療手帳に係る公費負担医療等の取扱いについても、追ってお知らせします。

なお、（公社）日本医師会、（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）日本看護協会、（公社）

日本薬剤師協会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

記

医療機関等は、以下の手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに取り扱った場合は、次の方法によられたいこと。

1. 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等

医療機関等は、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（別紙参照）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

2. 石綿健康被害医療手帳

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病に係る医療「66141011」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所は記載する必要がないこと。

別紙

			熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療 介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療 介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療 介護	51433027 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
	申請者医療事業	医療 介護	51433035 88433032	51463032 88463039	51153039 88153036	51153047 88153044
メチル水銀健康影響調査研究事業		医療 介護	51433043 88433040			